

給実甲第1235号

平成30年2月1日

人事院事務総長

給実甲第326号の一部改正について（通知）

給実甲第326号（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、平成30年2月1日以降は、これによってください。

記

第20条関係第1項各号を次のように改める。

- 一 昇格させようとする日に次のいずれかに掲げる要件を満たすこと。
 - イ 人事院規則8—12（職員の任免）（以下「規則8—12」という。）第26条第2項に規定する人事院が定める転任（次号において「第26条第2項転任」という。）をしたこと。
 - ロ 特定幹部職（規則8—12第18条第3項に規定する特定幹部職をいう。）への転任（適格性審査基準（平成26年6月4日内閣官房長官決定）の1に規定する現に幹部職に属する官職と同じ若しくは同等の職制上の段階に属する官職に就いている者又は過去に幹部職に属する官職と同じ若しくは同等の職制上の段階に属する官職に就いていた者に係る転任を除く。次号において「特定転任」という。）をし、かつ、この条の

第2項第3号イ及びハに掲げる要件を満たすこと。

二 昇格させようとする日前1年以内に昇任又は第26条第2項転任若しくは特定転任をし、かつ、この条の第2項第3号イ及びハに掲げる要件を満たすこと。

以 上